# 昇格条件

### 【建築工事】

% 「<共通>」及び「前年度の格付の昇格条件」を全て満たすと昇格となります。

#### <共通>

- (1) 金銭的信用状況に問題なく、経営状況が健全であること
- (2) 前年度において、指名停止等の措置を受けていないこと
- (3) 事業所表示の看板等があり、事務所の形態に不備がないこと
  - ※ 昇格候補者においては、毎年事業所表示の看板等の有無を現地調査しています。
- (4) 前年度において、指名通知の辞退にあたって連絡の不備がないこと
- (5) 前年度において、入札の際に無届で遅刻又は欠席をしていないこと。
- (6) 3箇年の工事評点(各年度の平均工事成績点-60点)の合計が-1点より高いこと。

# <AB2 $\rightarrow$ AB1>

- (1) AB2に格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) AB1・AB2・ab2に格付される業者の中で、総合点数の順位が15位以内
- (3) 経営事項審査における「建築一式」の総合評定値(P)が860点以上
- (4) AB2に格付されている期間が4年以上

# <<u>a b 2</u>→AB2>

- (1) a b 2 に格付されている期間における直近の工事成績点が 60 点以上
- (2) a b 2 に格付されている期間が 2 年以上

### < C $\rightarrow$ a b 2>

- (1) Cに格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) Cに格付される業者の中で、総合点数の順位が10位以内
- (3) 経営事項審査における「建築一式」の総合評定値(P)が660点以上
- (4) Cに格付されている期間が5年以上
- (5) 特定建設業の許可を有し、監理技術者証を有する監理技術者を雇用していること
- (6) 準市内業者でないこと

#### < D $\rightarrow$ C>

- (1) Dに格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) 経営事項審査における「建築一式」の総合評定値(P)が 460 点以上
- (3) Dに格付されている期間が2年以上

### <E $\rightarrow$ D>

(1) Eに格付されている期間が2年以上

# 降格条件

### 【建築工事】

- ※ 「共通」又は「前年度の格付の降格条件」のいずれかに該当すると降格となります。 <共通>
  - (1) 不渡り手形の発行、銀行取引停止等の事実があり、経営状況が不健全であること
  - (2) 建設業法に基づく営業停止処分を受けたとき

### <**AB** 1 $\rightarrow$ AB 2>

- (1) AB1・AB2・ab2に格付される業者の中で、総合点数の順位が15位以下
- (2) 経営事項審査における「建築一式」の総合評定値(P)が 760 点未満

# < A B 1 $\rightarrow$ C / A B 2 $\rightarrow$ C / a b 2 $\rightarrow$ B >

- (1) 経営事項審査における「建築一式」の総合評定値(P)が660点未満
- (2) 特定建設業の許可を有しなくなったこと

## < C $\rightarrow$ D>

(1) 経営事項審査における「建築一式」の総合評定値(P)が 460 点未満

### < D $\rightarrow$ E>

<共通>以外の降格要件なし

# 降格緩和

- <共通>(1)又は(2)の要件により降格対象となった者は、降格緩和を適用せず、降格対象となった時点で降格する。
- 「特定建設業の許可を有しなくなったこと」により降格対象となった者は、降格緩和を適用せず、降格対象となった時点で降格する。ただし、降格した年度中に特定建設業の許可を受けた場合に限り、昇格条件<共通>(1)(2)(3)(4)(5)の全てを満たす場合、特定建設業の許可を受けた日以後直近の7月1日から降格前の等級に復帰する。
- 上の2例以外の要件により降格対象となった者は、以下のとおり取り扱う。なお、降格緩和 を適用した者に対して、別途通知を送付している。
  - ・降格対象となった初年度目は、降格緩和を適用し、降格としない。
  - ・2年度連続で降格対象となった場合は、降格緩和を適用せず、降格する。

### 格付一覧表 (建築工事)

#### ※ 等級及び業者登録番号順

<b>幹級</b>	業者 登録番号	業者名	種別	等級	業者 登録番号	業者名	種別	等級	業者 登録番号	業者名	種別
	7	池田建設㈱				石橋建設(株)			55	<b>闹川勝土木</b>	
		岩出建設㈱				今広建設(株)			75	コスモ建設(株)	
В 1	90	櫻井工業㈱			21	㈱上野組工業			236	㈱矢野産業開発	
	128	㈱田中工務店				㈱上ヤマダ工務店				和泉ハウス販売㈱	
	179	日信建設㈱				大岩建設㈱				隈元総建	
, ,		ヒデイ建設㈱				奥野工業㈱				㈱東栄産業	
		樋口建設㈱				(株)キューヒ゛ック			447 日之出塗装工業㈱		
		㈱堀健				㈱久米田建材店		D		㈱友仁工業	
	234	矢野建設㈱ 本店				㈱久禮工務店			506	上野建設㈱	
	243	㈱横山工務店			104	㈱城東土木				㈱クロヒジ岸和田支店	準市内
В2	56	川口建設㈱			110	星光建設㈱ 岸和田本店	準市内		3962	ブロード樋口工業㈱	
		㈱しおはん				(株)タチハ゛ナ			4075	㈱大起	
	106	㈱杉原組				橘建設㈱			4082	㈱吉田建設工業	
		(株)ヤノコーホ。 レーション				谷口建設㈱				泰平産業㈱	
b 2		㈱草柳建設				大英建設㈱			4277	明和建設㈱	
D 2	143	大和建設㈱				㈱戸田工務店		E		工和建材㈱	
					170	新川商事(株)			4515	(株)EIANGO	
					176	西野建設㈱			4607	三倉建設㈱	
				С	186	㈱橋本興業			4608	(株)神崎組	
					197	㈱HISAMITSU			4611	津田辰工務店㈱	
						藤本建設㈱			4270	開成建設㈱	
					216	㈱松德建設			4535	(株)プ゜ラス	
					220	溝上建設(株)			4537	(株)ステラ	
					226	㈱向井建設			4640	㈱柳川防水 岸和田営業所	準市内
					235	㈱矢野工務店			4697	ナカミチホーム(株)	
					240	雪本建材㈱			4717	(株)カ゛シ゛ュマルHOUSE	
					468	(株)エース			4732	杉本建設 (株)	
					3830	開正建設		L 「	4733	(株)小田工務店	
					4034	㈱旭地建					
					4070	堀田木材住宅街					
					4197	㈱大久工務店					
						原告組建設㈱					
					4242	<b>何翌檜工房</b>					
					4303	(株)サイズ建設					
					4309	岸和田住宅㈱					
						㈱北岡工務店					
					4479	㈱コーワ工務店					

<sup>※</sup> この格付表は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までの間、適用されます。

ただし、岸和田市建設工事指名業者等級格付基準要領(以下、要領という。)等の規定により、必要に応じて変更する場合があります。

<sup>※</sup> 業者登録番号は、大阪地域市町村共同利用電子入札システムの「業者番号」における下4ケタです。

<sup>※</sup> 業者種別において「準市内」の表示がない業者は、全て、要領第3条第2項に規定する、岸和田市内に建設業の許可における主たる営業所を置く事業者として取り扱う業者です。

<sup>※</sup> 業者種別における用語の意味は以下のとおりです。

<sup>● 「</sup>準市内」・・・要領第3条第3項に規定する、岸和田市内に建設業の許可における従たる営業所のみを置く事業者等